

平成18年度公共事業再評価に係る評価の結果

平成18年度公共事業再評価に係る評価書

(行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第10条第1項関係)

評 価 書

平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日
宮 城 県

平成 1 8 年度公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

- 1 広域基幹 迫川（夏川）河川改修事業
- 2 広域基幹 五間堀川河川改修事業
- 3 広域基幹 多田川河川改修事業
- 4 内川上流総合流域防災事業
- 5 払川ダム建設事業
- 6 川内沢ダム建設事業
- 7 筒砂子ダム建設事業
- 8 石巻港港湾環境整備事業（廃棄物埋立護岸）
- 9 主要地方道仙台三本木線 混内山道路改良事業
- 10 都市計画道路北浜沢乙線 道路改築事業
- 11 ふるさと林道緊急整備事業・森林基幹道開設事業 女川京ヶ森線
- 12 湛水防除事業 幡谷地区
- 13 経営体育成基盤整備事業 出来川右岸地区
- 14 経営体育成基盤整備事業 田尻第 2 地区
- 15 経営体育成基盤整備事業 王沢地区
- 16 経営体育成基盤整備事業 大里地区
- 17 経営体育成基盤整備事業 石森地区
- 18 経営体育成基盤整備事業 日根牛地区
- 19 気仙沼漁港 広域漁港整備事業（特定）
- 20 波路上漁港 広域漁港整備事業（特定）
- 21 石巻漁港 広域漁港整備事業（特定）
- 22 鮎川漁港 広域漁港整備事業（特定）
- 23 松岩漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 24 日門漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 25 伊里前漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 26 寄磯漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 27 福貴浦漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 28 磯崎漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 29 閑上漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 30 渡波漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 31 塩釜漁港 広域漁港整備事業（一般）
- 32 狐崎漁港 地域水産物供給基盤整備事業
- 33 荒浜漁港 地域水産物供給基盤整備事業

2 事業の概要

別紙 1 及び別紙 2 (本資料では省略) のとおり

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びに把握の方法

再評価調書に示す「事業の概要・事業制度」、「事業の進捗状況」、「事業を巡る社会情勢の変化」、「代替案の可能性の検討」、「コスト縮減の状況」、「費用対効果分析」の項目で効果を把握した。

4 評価の経過

平成18年 5月30日 「行政活動の評価に関する条例」第5条の書面を作成し、政策・財政会議にて県の対応方針案を決定して、行政評価委員会に諮問

平成18年 6月 8日 同条例第9条に基づく県民意見聴取
~ 7月 7日

平成18年 6月13日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会(第1回)開催

平成18年 7月 6日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会分科会(第1~5)開催
~ 7月21日

平成18年 8月 2日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会(第2回)開催

平成18年 8月22日 現地調査実施

平成18年 8月24日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会(第3回)開催

平成18年 9月 5日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会(第4回)開催

平成18年10月24日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会(第5回)開催

平成18年10月27日 宮城県行政評価委員会及び宮城県行政評価委員会公共事業評価部会より答申(別添)

5 行政評価委員会の意見

対象33事業を「事業継続」とした県の評価に対し、¹~⁵、⁷~²¹及び²⁴~³³の30事業については妥当、⁶川内沢ダム建設事業、²²鮎川漁港広域漁港整備事業(特定)及び²³松岩漁港広域漁港整備事業(一般)の3事業については条件を付して妥当とした。

付帯条件は、以下のとおり。

6 川内沢ダム建設事業

- (1) 流域委員会に客観的かつ十分な資料を提出し、治水・利水計画上のダムの必要性について、代替案との比較を含めた同委員会での検討結果を踏まえ、整備計画を策定すること。
- (2) 流域委員会での検討状況を、公共事業評価部会へ報告すること。

- 22 鮎川漁港 広域漁港整備事業（特定）
（1）南防波堤の整備については，避難港としての位置付けの再検討も含め，国，地元関係者との事業調整を十分に行い，整備計画を再検討すること。
（2）整備計画が確定した段階で，公共事業評価部会へ検討結果を報告すること。
- 23 松岩漁港 広域漁港整備事業（一般）
（1）道路橋及び関連する臨港道路の整備については，地域生活を支える道路としての効果も考慮し，漁港と主要地方道気仙沼唐桑線とのアクセス道路も含めて，気仙沼市と十分に事業調整を行い，整備計画を再検討すること。
（2）整備計画が確定した段階で，公共事業評価部会へ検討結果を報告すること。

また，事業の実施に関する意見は，以下のとおり。

1）審議対象事業の実施に関する意見

8 石巻港港湾環境整備事業（廃棄物埋立護岸）

本事業の廃棄物埋立護岸前面に計画されている国の直轄事業である - 12 m 岸壁との事業調整により，コスト縮減を検討すること。

27 福貴浦漁港 広域漁港整備事業（一般）

東防波堤の延伸施工にあたっては，港内静穏度向上の効果を十分に検証した上で実施すること。

29 閑上漁港 広域漁港整備事業（一般）

アカガイ等の漁獲量減少の要因と言われている貧酸素水の原因究明に努めること。

2）今後の事業の実施に関する意見

(1) ダム事業

ダムの計画及びその施工にあたっては，改変部分における自然の復元など，環境保全に最大限配慮すること。

(2) 港湾・漁港・海岸事業等

浚渫土砂の処理と海浜の擁護という県全体のシステムについて，検討すること。

(3) 街路事業

都市計画道路の整備計画作成にあたっては，整備目的の明確化と広域ネットワークでの交通流動変化を検討すること。

(4) 農業農村整備事業

経営体育成基盤整備事業の事業効果を実現するため，なお一層ソフト対策を推進すること。

(5) 水産基盤整備事業

漁港整備事業と漁業振興対策の連携を密にして、事業の投資効果を上げるように努めること。

3) 今後の公共事業再評価の実施に関する意見

再評価時点において事業調整中の部分についても、将来の費用及び効果の変化が見込まれるものについては、可能な限り評価に含めること。

6 評価の結果

以下の事業を継続する。

- 1 広域基幹 迫川（夏川）河川改修事業
- 2 広域基幹 五間堀川河川改修事業
- 3 広域基幹 多田川河川改修事業
- 4 内川上流総合流域防災事業
- 5 払川ダム建設事業
- 6 川内沢ダム建設事業

なお、本年度より着手する増田川ブロック河川整備計画の策定に当たり、流域委員会で、治水・利水計画上のダムの必要性について、代替案との比較を含め十分に検討していく。また、その検討状況について、公共事業評価部会へ報告する。

- 7 筒砂子ダム建設事業
- 8 石巻港港湾環境整備事業（廃棄物埋立護岸）
- 9 主要地方道仙台三本木線 混内山道路改良事業
- 10 都市計画道路北浜沢乙線 道路改築事業
- 11 ふるさと林道緊急整備事業・森林基幹道開設事業 女川京ヶ森線
- 12 湛水防除事業 幡谷地区
- 13 経営体育成基盤整備事業 出来川右岸地区
- 14 経営体育成基盤整備事業 田尻第2地区
- 15 経営体育成基盤整備事業 王沢地区
- 16 経営体育成基盤整備事業 大里地区
- 17 経営体育成基盤整備事業 石森地区
- 18 経営体育成基盤整備事業 日根牛地区
- 19 気仙沼漁港 広域漁港整備事業（特定）
- 20 波路上漁港 広域漁港整備事業（特定）
- 21 石巻漁港 広域漁港整備事業（特定）
- 22 鮎川漁港 広域漁港整備事業（特定）

なお、南防波堤の整備については、国・地元関係者との事業調整を行って

整備計画を再検討する。また、整備計画が確定した段階で、検討結果を公共事業評価部会へ報告する。

23 松岩漁港 広域漁港整備事業（一般）

なお、道路橋及び関連する臨港道路の整備については、気仙沼市との事業調整を行って整備計画を再検討する。また、整備計画が確定した段階で、検討結果を公共事業評価部会へ報告する。

24 日門漁港 広域漁港整備事業（一般）

25 伊里前漁港 広域漁港整備事業（一般）

26 寄磯漁港 広域漁港整備事業（一般）

27 福貴浦漁港 広域漁港整備事業（一般）

28 磯崎漁港 広域漁港整備事業（一般）

29 閑上漁港 広域漁港整備事業（一般）

30 渡波漁港 広域漁港整備事業（一般）

31 塩釜漁港 広域漁港整備事業（一般）

32 狐崎漁港 地域水産物供給基盤整備事業

33 荒浜漁港 地域水産物供給基盤整備事業

（以上33事業）

評価の結果の詳細は、別紙2（本資料では省略）のとおり

また、事業の実施に関する意見に対しては、以下のとおり対応する。

1) 審議対象事業について

8 石巻港港湾環境整備事業（廃棄物埋立護岸）

事業の再開に当たっては、隣接する - 12 m 岸壁（国直轄事業）と事業調整を図り、コスト縮減に努める。

27 福貴浦漁港 広域漁港整備事業（一般）

東防波堤の整備による事業効果を十分に検証し、効率的・効果的な事業の推進をしていく。

29 閑上漁港 広域漁港整備事業（一般）

「仙台湾の水環境健康診断事業」の実施により、貧酸素水発生と汚染負荷源との関連性を検討していく。

2) 今後の事業の実施について

(1) ダム事業

事業の実施に当たり、環境影響評価やこれに準じた環境調査等を行い、環境に及ぼす影響の内容や程度等を把握した上で、改変部分における自然の復元など、環境保全に最大限配慮する。

(2) 港湾・漁港・海岸事業等

広域的な海岸域全体の土砂管理の問題として、港湾・漁港・海岸の各管理者が調整・連携し、総合的な土砂管理システムの構築に向け、検討を進めていく。

(3) 街路事業

都市計画道路の整備計画作成に当たっては、地域の特性や課題に十分留意し整備目的を明確化するとともに、広域道路ネットワークにおける交通流動変化の予測など整備効果の把握に努める。

(4) 農業農村整備事業

経営体育成基盤整備事業については、事業効果の実現に向け、なお一層担い手への農地集積などのソフト対策を市町村等関係機関と共に推進していく。

(5) 水産基盤整備事業

漁港整備事業の施設整備がもたらす効果が十分に発現するよう、人材の育成、水産物の品質・安全性の確保、沿岸漁業の資源管理と計画的な養殖生産等による漁業振興対策との連携に努めていく。

3) 今後の公共事業再評価の実施について

再評価時点において事業調整中の部分についても、将来の費用及び効果の変化が見込まれるものについては、可能な限り評価に含めるよう努める。

別紙 1

事業概要一覧

平成18年度公共事業再評価の対象となった33事業の概要は以下のとおりである。

(1)

事業種別	事業名 (再評価種別)	事業実施箇所	事業主体	事業目的・事業概要	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費 (億円)	
1	河川	広域基幹 迫川(夏川) 河川改修事業 (再々評価)	登米市	県	夏川の治水対策として、河川改修を行うもの。 河川改修延長 L=8,810m	S57	H30 以降	50.0
2	河川	広域基幹 五間堀川 河川改修事業 (再々評価)	岩沼市	県	五間堀川の治水対策として、河川改修を行うもの。 河川改修延長 L=8,400m	H4	H30 以降	182.0
3	河川	広域基幹 多田川 河川改修事業 (再々評価)	大崎市 加美町	県	多田川の治水対策として、河川改修を行うもの。 河川改修延長 L=33,900m	H4	H30 以降	245.0
4	河川	内川上流 総合流域防災 事業 (再々評価)	丸森町	県	内川の治水対策として、河川改修を行うもの。 河川改修延長 L=4,240m	H4	H30 以降	46.0
5	ダム	弘川ダム 建設事業 (再々評価)	南三陸町	県	伊里前川沿川の洪水防御、既得取水の安定化、河川環境の保全及び南三陸町歌津の新規水道用水の確保を図るもの。重力式コンクリートダム ダム高 H=39.5m 堤体積 V=30,300m ³	H4	H24	60.0
6	ダム	川内沢ダム 建設事業 (再々評価)	名取市	県	川内沢川沿川の洪水防御、既得取水の安定化及び河川環境の保全を図るもの。重力式コンクリートダム ダム高 H=33.0m 堤体積 V=84,000m ³	H9	未定	88.0
7	ダム	筒砂子ダム 建設事業 (再々評価)	加美町	県	鳴瀬川沿川の洪水防御、既得取水の安定化、河川環境の保全及び下流農地の新規かんがい用水の補給を図るもの。ロックフィルダム ダム高 H=98.0m 堤体積 V=3,620,000m ³	S59	未定 (H45)	800.0
8	港湾	石巻港湾環境整備事業 (廃棄物埋立護岸) (再評価)	石巻市	県	松島湾等で発生する浚渫土砂を受け入れるため、埋立護岸の整備を実施するもの。 護岸延長 L=978m	H9	H26	58.0
9	道路	主要地方道 仙台三本木線 混内山道路改良事業 (再評価)	大崎市	県	大崎・仙台圏域を結ぶ重要な路線である主要地方道仙台三本木線の狭隘箇所のバイパスによる道路改良を実施し、安全で円滑な通行を図るもの。 事業延長 L=1,600m 車道幅員 6.5m(全体幅員14.0-18.5m)	H9	H22	25.8

事業種別	事業名 (再評価種別)	事業実施箇所	事業主体	事業目的・事業概要	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費 (億円)	
10	街路	都市計画道路 北浜沢乙線 道路改築事業 (再々評価)	塩竈市	県	北浜沢乙線は交通機能上の重要な路線で、まちづくりの骨格施設として位置付けられているため、安全で快適な都市空間の整備を推進するもの。 事業延長 L=843m 車道幅員 6.5m(全体幅員18.0-26.0m)	H 4	H 1 9	4 5 . 5
11	林道	ふるさと林道 緊急整備事業 ・森林基幹道 開設事業 女川京ヶ森線 (再評価)	石巻市 女川町	県	計画地区の森林施業や木材搬出作業の効率化を図るため、既設林道等を横断的に連絡する骨格的な林道の開設を行うもの。 延長 L=10,700m 幅員 W=5.0m	H 9	H 2 3	2 7 . 2
12	農業農村 整備	湛水防除事業 幡谷地区 (再評価)	松島町 大郷町	県	農地や農業用施設等の湛水被害を未然に防止し、排水施設の機能増強を図るための整備を行う。 受益面積 350.3ha 排水機場 1箇所 排水路工 1,660m	H 9	H 2 2	1 9 . 6
13	農業農村 整備	経営体育成基 盤整備事業 出来川右岸地 区 (再評価)	美里町 涌谷町	県	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立する。 区画整理 345.2ha 暗渠排水 340.0ha	H 9	H 1 9	3 3 . 5
14	農業農村 整備	経営体育成基 盤整備事業 田尻第2地区 (再評価)	大崎市	県	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立する。 区画整理 270.8ha 暗渠排水 270.0ha 客土工 41.2ha	H 9	H 2 3	4 3 . 8
15	農業農村 整備	経営体育成基 盤整備事業 王沢地区 (再評価)	栗原市	県	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立する。 区画整理 244.4ha 暗渠排水 151.4ha	H 9	H 2 0	4 8 . 0
16	農業農村 整備	経営体育成基 盤整備事業 大里地区 (再評価)	栗原市	県	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立する。 区画整理 214.8ha 暗渠排水 213.3ha 客土工 16.1ha	H 9	H 2 0	3 0 . 0
17	農業農村 整備	経営体育成基 盤整備事業 石森地区 (再評価)	登米市	県	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立する。 区画整理 232.9ha 暗渠排水 222.8ha 客土工 70.8ha	H 9	H 2 2	3 5 . 6
18	農業農村 整備	経営体育成基 盤整備事業 日根牛地区 (再評価)	登米市	県	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、維持管理の節減等の合理化を図り、地域農業体系を確立する。 区画整理 92.8ha 暗渠排水 55.3ha	H 9	H 2 0	2 6 . 2

事業種別	事業名 (再評価種別)	事業実施箇所	事業主体	事業目的・事業概要	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費 (億円)
19	水産基盤整備 気仙沼漁港 広域漁港整備 事業(特定) (再評価)	気仙沼市	県	駐車場及び岸壁等の整備を行うことにより魚市場用地の効率的な利用を図り、良好な漁業活動が行えるようにする。 駐車場(人工地盤) A=6,500m ² -6m岸壁(補修) L=470m	H14	H23	40.0
20	水産基盤整備 波路上漁港 広域漁港整備 事業(特定) (再評価)	気仙沼市	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(新設) L=300m -2m物揚場(新設) L=169m	H14	H23	15.4
21	水産基盤整備 石巻漁港 広域漁港整備 事業(特定) (再評価)	石巻市	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(改良) L=800m -7m岸壁(補修) L=718m	H14	H23	22.6
22	水産基盤整備 鮎川漁港 広域漁港整備 事業(特定) (再評価)	石巻市	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(新設) L=100m -2m物揚場(新設) L=125m	H14	H23	12.9
23	水産基盤整備 松岩漁港 広域漁港整備 事業(一般) (再評価)	気仙沼市	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(新設) L=257m -2m物揚場(新設) L=190m	H14	H23	24.5
24	水産基盤整備 日門漁港 広域漁港整備 事業(一般) (再評価)	本吉町	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(改良) L=196m -3m岸壁(改良) L=104m	H13	H22	7.4
25	水産基盤整備 伊里前漁港 広域漁港整備 事業(一般) (再評価)	南三陸町	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(新設) L=28m -2m物揚場(改良) L=30m	H13	H19	3.5
26	水産基盤整備 寄磯漁港 広域漁港整備 事業(一般) (再評価)	石巻市	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(改良) L=321m -2m物揚場(新設) L=65m	H13	H22	13.8
27	水産基盤整備 福貴浦漁港 広域漁港整備 事業(一般) (再評価)	石巻市	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(新設) L=120m -2m物揚場(改良) L=120m	H13	H22	10.3

(4)

事業種別	事業名 (再評価種別)	事業実施箇所	事業主体	事業目的・事業概要	事業採択年度	完成予定年度	全体事業費 (億円)
28	水産基盤整備 磯崎漁港 広域漁港整備事業(一般) (再評価)	松島町	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(新設) L=30m -1.5m物揚場(新設) L=120m	H14	H23	9.7
29	水産基盤整備 関上漁港 広域漁港整備事業(一般) (再評価)	名取市	県	防波堤等の整備を行うことにより港の出入口を穏やかにし、安全な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(改良) L=730m -3.5m泊地浚渫 V=65,000m ³	H14	H23	24.7
30	水産基盤整備 渡波漁港 広域漁港整備事業(一般) (再評価)	石巻市	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(新設) L=40m -2m栈橋(補修) L=272m	H14	H23	10.5
31	水産基盤整備 塩釜漁港 広域漁港整備事業(一般) (再評価)	塩竈市	県	港内の堆積土の撤去及び岸壁等の整備を行うことにより、良好な漁業活動が行えるようにする。 栈橋(補修) A=5,130m ² -7m泊地浚渫 V=31,000m ³	H14	H23	12.3
32	水産基盤整備 狐崎漁港 地域水産物供給基盤整備事業 (再評価)	石巻市	県	防波堤及び岸壁等の整備を行うことにより港内を穏やかにし、良好な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(新設) L=145m -3m岸壁(新設) L=100m	H13	H22	13.8
33	水産基盤整備 荒浜漁港 地域水産物供給基盤整備事業 (再評価)	亘理町	県	防波堤等の整備を行うことにより港の出入口を穏やかにし、安全な漁業活動が行えるようにする。 防波堤(改良) L=190m -2m物揚場(改良) L=135m	H14	H23	15.0



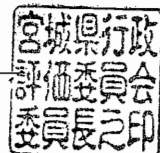
宮行評委第19号
平成18年10月27日

宮城県知事

村井嘉浩殿

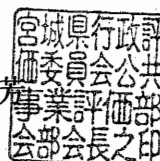
宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔



宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

部会長 森 杉 壽



平成18年度公共事業再評価について（答申）

平成18年5月30日付け評価第20号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

1 「事業継続」とした県の評価を妥当とする事業

- ① 広域基幹 迫川（夏川）河川改修事業
- ② 広域基幹 五間堀川河川改修事業
- ③ 広域基幹 多田川河川改修事業
- ④ 内川上流総合流域防災事業
- ⑤ 払川ダム建設事業
- ⑦ 筒砂子ダム建設事業
- ⑧ 石巻港港湾環境整備事業（廃棄物埋立護岸）
- ⑨ 主要地方道仙台三本木線 混内山道路改良事業
- ⑩ 都市計画道路北浜沢乙線 道路改築事業
- ⑪ ふるさと林道緊急整備事業・森林基幹道開設事業 女川京ヶ森線
- ⑫ 湛水防除事業 幡谷地区
- ⑬ 経営体育成基盤整備事業 出来川右岸地区
- ⑭ 経営体育成基盤整備事業 田尻第2地区

- ⑮ 経営体育成基盤整備事業 王沢地区
- ⑯ 経営体育成基盤整備事業 大里地区
- ⑰ 経営体育成基盤整備事業 石森地区
- ⑱ 経営体育成基盤整備事業 日根牛地区
- ⑲ 気仙沼漁港 広域漁港整備事業（特定）
- ⑳ 波路上漁港 広域漁港整備事業（特定）
- ㉑ 石巻漁港 広域漁港整備事業（特定）
- ㉒ 日門漁港 広域漁港整備事業（一般）
- ㉓ 伊里前漁港 広域漁港整備事業（一般）
- ㉔ 寄磯漁港 広域漁港整備事業（一般）
- ㉕ 福貴浦漁港 広域漁港整備事業（一般）
- ㉖ 磯崎漁港 広域漁港整備事業（一般）
- ㉗ 閑上漁港 広域漁港整備事業（一般）
- ㉘ 渡波漁港 広域漁港整備事業（一般）
- ㉙ 塩釜漁港 広域漁港整備事業（一般）
- ㉚ 狐崎漁港 地域水産物供給基盤整備事業
- ㉛ 荒浜漁港 地域水産物供給基盤整備事業

（以上30事業）

2 「事業継続」とした県の評価に対し、**条件を付して妥当とする事業**

⑥ 川内沢ダム建設事業

- (1) 流域委員会に客観的かつ十分な資料を提出し、治水・利水計画上のダムの必要性について、代替案との比較を含めた同委員会での検討結果を踏まえ、整備計画を策定すること。
- (2) 流域委員会での検討状況を、公共事業評価部会へ報告すること。

⑳ 鮎川漁港 広域漁港整備事業（特定）

- (1) 南防波堤の整備については、避難港としての位置付けの再検討も含め、国、地元関係者との事業調整を十分に行い、整備計画を再検討すること。
- (2) 整備計画が確定した段階で、公共事業評価部会へ検討結果を報告すること。

㉓ 松岩漁港 広域漁港整備事業（一般）

- (1) 道路橋及び関連する臨港道路の整備については、地域生活を支える道路としての効果も考慮し、漁港と主要地方道気仙沼唐桑線とのアクセス道路も含めて、気仙沼市と十分に事業調整を行い、整備計画を再検討すること。
- (2) 整備計画が確定した段階で、公共事業評価部会へ検討結果を報告すること。

（以上3事業）

(別紙)

1 審議対象事業の実施に関する意見

⑧ 石巻港港湾環境整備事業（廃棄物埋立護岸）

本事業の廃棄物埋立護岸前面に計画されている国の直轄事業である－1.2m岸壁との事業調整により、コスト縮減を検討すること。

⑳ 福貴浦漁港 広域漁港整備事業（一般）

東防波堤の延伸施工にあたっては、港内静穏度向上の効果を十分に検証した上で実施すること。

㉑ 閑上漁港 広域漁港整備事業（一般）

アカガイ等の漁獲量減少の要因と言われている貧酸素水の原因究明に努めること。

2 今後の事業の実施に関する意見

(1) ダム事業

ダムの計画及びその施工に当たっては、改変部分における自然の復元など、環境保全に最大限配慮すること。

(2) 港湾・漁港・海岸事業等

浚渫土砂の処理と海浜の擁護という県全体のシステムについて、検討すること。

(3) 街路事業

都市計画道路の整備計画作成に当たっては、整備目的の明確化と広域ネットワークでの交通流動変化を検討すること。

(4) 農業農村整備事業

経営体育成基盤整備事業の事業効果を実現するため、なお一層ソフト対策を推進すること。

(5) 水産基盤整備事業

漁港整備事業と漁業振興対策の連携を密にして、事業の投資効果を上げるように努めること。

3 今後の公共事業再評価の実施に関する意見

再評価時点において事業調整中の部分についても、将来の費用及び効果の変化が見込まれるものについては、可能な限り評価に含めること。